業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年９月 15 日開催　(主要行等との意見交換会)]

１．令和８年７月～９月に発生した災害等に対する金融上の措置について

○　令和８年８月千葉豪雨に伴う災害、令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害、令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害、令和８年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　これらの災害等に関し、千葉県、栃木県、富山県、石川県、福井県、鹿児島県及び愛知県内に災害救助法が適用されたことを受け、各財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和８年８月千葉豪雨			
千葉県	８月 13 日（８月 13 日）	関東財務局	８月 14 日
○令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨			
栃木県	７月 17 日（８月 20 日）	関東財務局	８月 21 日
○令和８年８月 27 日からの大雨			
富山県、石川県	８月 27 日（８月 27 日）	北陸財務局	８月 27 日
福井県	８月 29 日（８月 30 日）	北陸財務局	８月 31 日
○令和８年台風第 24 号及び前線による大雨			
鹿児島県	９月４日（９月５日）	九州財務局	９月７日
愛知県	９月８日（９月９日）	東海財務局	９月９日

２．外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例の改訂について

○　金融庁では、2021 年６月、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けて、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」をそれぞれ公表し、各金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組をより一層推進してきた。

○　そうした中、昨今の外国人の受入れ・共生を取り巻く環境の変化や、各金融機関における足元の外国人顧客対応の状況等を踏まえ、留意事項及び取組事例をそれぞれ改訂し、2026 年７月 31 日に公表した。

○　金融庁としては、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策は前提としつつも、外国人顧客の利便性向上に向けて、各金融機関が自らの取引顧客層や地域特性も踏まえ、外国人顧客対応に係る取組を一層深化させていくことにより、業界全体の取組水準の更なる向上に繋がることを期待している。引き続きの御尽力をお願いしたい。

３．現下の国際情勢を踏まえた対応について

○　不確実な中東情勢が依然継続する中、各金融機関においては、

・　中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響を十分に注視しつつ、

・　先般の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の実情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、

改めてお願いしたい。

４．価格転嫁・取引適正化に向けた対応について

○　2026 年６月１日、「第５回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第３回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議」が開催され、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が取り上げられた。

○　また、2026 年６月 26 日、中小企業庁より、価格交渉促進月間（2026 年３月）フォローアップ調査結果が公表され、金融・保険業の価格転嫁率は 56.5%（全 32 業種中 11 位）であった。

○　各金融機関においては、こうした状況も踏まえながら、物価上昇を上回る賃上げを実現・定着させるべく、引き続き、価格転嫁・取引適正化に向けて適切に対応していただきたい。

５．認知症サポーター養成の推進等について

○　各金融機関においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「認知症施策推進基本計画」等を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただいており感謝申し上げる。

○　特に、同基本計画において取り組むこととされている「認知症サポーターの養成の推進」については、2026 年６月末日時点の認知症サポーター数は、各金融機関のサポーターを含め全体で約 1,721 万人であった。2025 年同時点（約 1,635 万人）より約５%増と着実に増加しており、共生社会の実現の推進に向けた一層の取組を期待している。

○　2026 年９月は、同法に基づく「国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため」の認知症月間、また、2026 年９月 21 日は認知症の日である。各金融機関においては、「認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」、引き続き、認知症の方に対する必要かつ合理的な配慮に努めていただきたい。

６．預金取扱等金融機関モニタリング・分析レポートについて

○　2026 年７月 31 日、金融庁は「預金取扱等金融機関モニタリング・分析レポート」を公表した。本レポートは、モニタリングを通じて認識した問題意識や課題を共有するとともに、金融庁が自らの活動を振り返り、今後の対応に活かすことを目的としている。

○　今回のレポートでは、2025 事務年度に実施した預金取扱金融機関のモニタリング・分析のうち、預金動向、不動産関連の貸出動向や有価証券の運用状況など、一部のトピックについて、問題意識や着眼点、今後の課題等をまと

めている。

○　各金融機関においては、本レポートも参考にしながら、リスク管理やガバナンス強化に努めていただきたい。

7．FSA Analytical Notes －金融庁データ分析事例集－について

○　2026 年７月 17 日及び 31 日、金融庁は「FSA Analytical Notes－金融庁分析事例集－」を公表した。今回のレポートでは主要行に関連するテーマとして以下の四つを扱っている。

○　今回のレポートでは主要行に関連するテーマとして以下の四つを扱っている。

①　スタートアップ企業における VC 投資と銀行融資の関係：資金調達の順序と構造に関する分析

②　企業デフォルト率推計モデル構築に向けた分析

③　主要行等における海外債務者への融資状況の分析

④　預金動向の実態把握及び預金残高の変動要因に関する定量的分析の試行

○　特に④について、目下の金利変動は預金をはじめとして金融機関の資金調達及び運用の双方に様々な影響が及び得るため、金融機関においては、預貸金の収益性のみならず、有価証券運用や流動性の観点も含め、資産・負債を一体的に管理するリスク管理（ALM）に一層留意することが求められている。金融庁としては、各種データに基づく分析も活用しながら預金動向の趨勢や金融機関の収益性、及び ALM の状況等について引き続き注視していく。

（参考）今回公表したレポートの概要

【７月 17 日公表】

①スタートアップ企業における VC 投資と銀行融資の関係：資金調達の順序と構造に関する分析

公表ページ：FSA Analytical Notes (2026.7) vol.1 の公表：金融庁

【７月 31 日公表】

②企業デフォルト率推計モデル構築に向けた分析

③主要行等における海外債務者への融資状況の分析

④預金動向の実態把握及び預金残高の変動要因に関する定量的分析の試行

公表ページ：FSA Analytical Notes（2026.7）vol.2 の公表：金融庁

８．事業性融資推進法（企業価値担保権）施行を踏まえた今後の取組について

○　各金融機関には、借り手の事業の継続・成長を支えることが期待されている。事業には波がつきものであるが、平時から借り手とのコミュニケーションを重ねることで、健全な事業運営を支えていただきたい。

　また、融資後の期中管理において、借り手の経営課題や業況の変化を適時に把握し、必要に応じて経営改善に向けた助言や支援を行うことも重要な役割である。こうした取組は、借り手の企業価値の維持・向上に資するとともに、各金融機関の信用リスク管理にも繋がるものと考えている。

○　このような考え方をまとめた文書（「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」）について、2026 年５月、事業性融資推進法の施行にあわせ、公表している。これは企業価値担保権を活用する場面に限られるものではなく、今後も、この考え方に沿って、現場の担当者の腹落ちを大前提に、借り手への有効な支援を後押しするような様々な取組を進めていく。

○　なお、足元、事業者から「取引金融機関から、今後の融資の条件として、借り手の負担の下、企業価値担保権の設定有無を確認できる書類を提出するよう求められた」との相談が寄せられた。

　事案の詳細は控えるが、他の代替手段を含め、借り手企業の立場に立って親身になって検討がなされた結果であるのかといった観点から、懸念を抱かせる事案である。

○　各金融機関には、事業性融資推進法の趣旨を十分に踏まえ、現場の運用を改めて御確認いただくとともに、より良い融資実務の発展に向け、御協力をお願いしたい。

９．AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化について

○　2026 年７月 31 日、第６回サイバーセキュリティ戦略本部において、金融分野を含む重要インフラ事業者等において分野横断的に講ずべきサイバーセキュリティ対策の指針となる「重要インフラ統一基準」が決定された。同

本部では、AI 性能の高度化を踏まえた政府全体のサイバーセキュリティ対策パッケージである「Project YATA-Shield」の取組も示された。

○　金融庁としては、2026 年５月にフロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について要請を行っており、本要請に関する考え方等を整理した補助文書を３回に分けて発出している。金融機関においては、これらの補助文書も参考にして、短期的な対応を着実かつ早急に進めていただきたい。

(参考)
6 月 12 日：要請文の「②優先的に対応すべきサービス／IT システムを特定する」について補助文書その１を発出
7 月３日：要請文の「⑥パッチ適用プロセスをリスクベースにする」について補助文書その２を発出
7 月 10 日：要請文の「⑤ベンダーとの維持保守契約の内容を確認する」及び「⑧優先サービス／IT システムの停止に備える」について、補助文書その３を発出

○　さらに、2026 年７月には、サイバーセキュリティ対策強化に向けた取組の一環として、サイバーセキュリティに関する自己点検シート（サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA））を、業界団体を通じて各金融機関に送付し、自己評価の実施を依頼している。今回の CSSA には、2026 年５月 22 日に発出した要請文を踏まえた設問を含んでいるため、自組織の対応状況を十分に確認の上、適切に回答いただくようお願いしたい。

10.「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」の公表等について

○　2026 年７月 30 日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。

○　金融業界における IT の複雑化、サードパーティへの依存の高まり、サイバー攻撃の高度化等を背景として、金融機関の経営、ひいては金融システムの安定に影響を及ぼし得るリスクが一層高まっている。

○　経営陣においては、本レポートも参考に、IT リスク及びサイバーリスクを経営上のトップリスクとして認識し、自組織のガバナンス、管理態勢、投資、人材育成並びにサードパーティリスク管理について不断に見直し、その実効性を継続的に高めていただきたい。

○　また、各種対策を講じていたとしても、なお障害又はインシデントは発生し得るとの前提に立ち、IT レジリエンスを強化する必要がある。

○　金融庁としては、金融機関の自助及び金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、意見交換、情報共有、ガイダンスの提供、演習等の機会の提供といった公助の取組を推進していく。

11. NISA 口座の利用状況調査について

○　2026 年７月３日、NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）を公表した。NISA 口座数は、約 2,821 万口座、総買付額は約 71 兆円となった。あわせて、同日に都道府県別の NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）も公表した。

○　2026 年調査は６月末と 12 月末の年２回としており、引き続き御協力をお願いしたい。

12. 金融機関が実施する金融経済教育の取組状況のアンケート調査について

○　政府は、2028 年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの 20%となることを目標として掲げており、金融経済教育の推進に当たっては、金融経済教育推進機構（J-FLEC）のみならず、各金融機関による取組も重要である。

○　こうした中、金融庁として金融機関による金融経済教育の取組状況を十分に把握できていなかったことを踏まえ、2026 年７月に「金融機関が実施する金融経済教育の取組状況のアンケート調査」を発出した。

○　2027 年３月までの１年間の金融経済教育の取組状況を、2027 年５月末までに御報告いただく予定であり、御協力をお願いしたい。

13. 令和９年度税制改正要望について

○　2026 年８月 31 日、令和９年度の税制改正要望項目を公表した。

○　主な項目としては、

・　「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA の利便性向上等」「銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置」

「金融所得課税の一体化」、

・　子育て世代への支援に向けた措置として、「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、

・　金融イノベーションの推進に向けた措置として、「特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置」

を要望している。

○　今後、2026 年末に向けて議論が本格化していくため、各金融機関においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

14. 2026 年９月 G20/G7 財務大臣・中央銀行総裁会議における主な議論について

○　2026 年８月 31 日から９月１日にかけて、米国アシュビルにおいて G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。両会合における主な内容を御紹介する。

・　AI について、G7 では、フロンティア AI の急速な進展への対応について議論が行われた。片山大臣からは、脆弱性への対応に当たっては優先順位の特定が重要であること、多層防御等の基本的なサイバーセキュリティ対策を着実に進めることが重要であること、開発・検証時における安全装置（ガードレール）について早急に議論を深めることが重要であること等を指摘した。

・　G20 では、議長総括において、金融セクターにおける AI の健全な導入の重要性が強調された。本件について、金融安定理事会（FSB）は 2026 年６月に市中協議報告書を公表しており、組織全体の AI ガバナンスや AI の開発から運用までのライフサイクル管理に適用できる 12 の健全な実務慣行を提示した。今回の G20 議長声明も、この文書の最終化への期待を明記している。

・　デジタル資産については、ステーブルコインなどデジタル金融のイノベーションが幅広い経済成長を支え、その担い手として民間セクターが重要な役割を果たすとの考え方を示した。同時に、金融安定や AML/CFT を確保し、通貨・決済システムへの信認を維持することの重要性も確認された。

・　「現代化」については、強固で持続的な経済成長を支えるため、金融安定性を確保し、金融システムの強靱性及び効率性を促進することにより、規制監督上の枠組みの現代化にコミットしていることが確認された。今後、FSB から本論点に関する市中協議報告書が公表される予定である。

・　金融リテラシーと詐欺対策については以下のとおりとされた。金融リテラシーは家計の健全性やウェルビーイングの基盤と位置付けられた。2026 年春の G20 関連イベントで片山大臣が発信した「全てのライフステージに応じた金融教育」という考え方を反映する形で、高齢者を含むあらゆる世代に向けた金融教育を拡大することの重要性が強調されている。くわえて、金融教育が資産形成等のためだけでなく、デジタル技術の悪用等により急増する詐欺対策の重要な手段であることも強調された。

○　いずれのテーマにおいても、イノベーションによる経済成長の実現と、金融システムの安定の確保の双方を達成することが重要である。これらは相互補完的であるとの認識のもと、今回の G7・G20 で示された方向性も踏まえ、引き続き、各金融機関の意見を伺いながら国際的な議論に貢献していきたい。

15.「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」について

○　金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業界横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2026 年 7 月 24 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」として公表した。

○　今回のレポートでは、資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の高度化、企業型 DC・iDeCo の運営環境の改善、PE ファンドの資金調達や投資環境に関する現状と課題などを取り上げている。

○　全国銀行協会に関連するポイントとして、次のとおりである。

・　運営管理機関等が、加入者等の最善の利益に配慮しつつ、安定的かつ質の高い DC サービスを継続的に提供していくためには、制度・業務運営の効率化を通じた持続可能なビジネス構造の確立が重要である。政府における、制度の効率化・シンプル化に向けた大胆な改革の検討と併せて、運営管理機関等においては、高コストな業務の洗い出しや制度改善の提案を行うとともに、運営面でも、例えば、レコードキーパーが複数あることが加

入者等にとってプラスかという点に留意しつつ、中長期的なあるべき姿や必要な対応について、業界全体で深度ある検討をお願いしたい。

・　企業の事業再構築・再編の活発化やM&Aの大型化を踏まえると、日系PEファンドの中からも大型案件に対応できる優れたファンドが育っていくことが期待される。

国内LP投資家においては、出資先ファンドの大型化の是非を形式的に判断せず、ファンドの能力や体制について目利き力を十分に発揮して評価することが重要である。また、適切なリスク管理の下、優れたファンドにはより多くの資金を配分していくことが期待される。くわえて、共同投資に対する取組方針を明確化の上、PEファンドに伝達し、共同投資に取り組む場合には、共同投資案件に対する十分な審査能力を備え、迅速な意思決定を行うための体制を構築することが重要である。

○　各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討していただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

（以　上）